

福島町 都市計画マスタープラン

平成 31 年 3 月

福島町

目 次

| | |
|----------------------------|----|
| 1章 計画の目的・位置づけ | 1 |
| 1-1 策定の背景と目的 | 1 |
| 1-2 位置付け..... | 1 |
| 1-3 対象区域..... | 2 |
| 1-4 目標年次..... | 2 |
| 2章 まちの特徴と課題 | 3 |
| 2-1 まちの特徴と課題..... | 3 |
| 3章 まちづくりの目標 | 5 |
| 3-1 まちの将来像..... | 5 |
| 3-2 まちづくりの基本目標..... | 6 |
| 3-3 将来の都市構造..... | 10 |
| 4章 分野別の基本方針 | 14 |
| 4-1 土地利用の方針..... | 14 |
| 4-2 交通施設の方針..... | 20 |
| 4-3 自然環境の方針..... | 23 |
| 4-4 その他の都市施設等..... | 26 |

1章 計画の目的・位置づけ

1-1 策定の背景と目的

本町においては、人口減少が進む中で、多様化するニーズに対応し、地域の活力を維持するまちづくりを展開するため、平成28(2016)年に「第5次福島町総合計画」「福島町人口ビジョン・総合戦略」を策定しました。

両計画に基づくまちづくりを実現するため、安全安心で快適な生活環境づくりや町民生活に密着した都市基盤(ハード面)の整備を長期的な視点のもとで行っていくことが必要です。

本計画「福島町都市計画マスタープラン」は、都市計画法18条の2に基づき、都市計画の基本的方針として策定するものであり、「第5次福島町総合計画」及び「福島町人口ビジョン・総合戦略」における各基本的方針との連携を確保しつつ、それらの展開を支える「市街地内の土地利用」と「都市基盤整備(ハード面整備)」の基本的方向性を示すものです。

1-2 位置付け

「福島町都市計画マスタープラン」は、福島町のまちづくりの最上位計画である「第5次福島町総合計画」と、北海道の「福島都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即して定められる、「都市計画・基盤整備」に係わる部門別計画に位置するものです。

本マスタープランは、まちづくりの全ての分野に関連する「空間形成・土地利用」のあり方に係わる重要な計画であると同時に、個別の都市計画(都市計画事業)は本マスタープランに即して定められることとなります。

また、本マスタープランに基づき、都市機能・居住エリアの誘導を図り、持続可能なコンパクトなまちづくりの方針を定める「立地適正化計画」を策定します。(別冊参照)

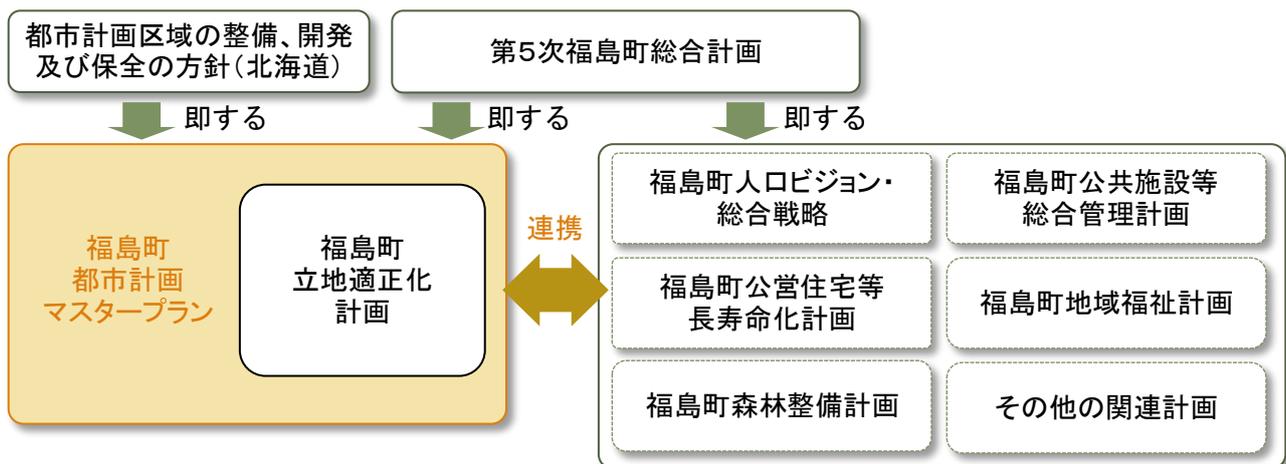


図 1-1 計画の位置づけ

1-3 対象区域

本計画は、都市計画に関する基本的な方針を示すものです。

土地利用の規制・誘導や都市機能の配置、都市施設の整備など、都市計画分野に関する事項については都市計画区域(下図の赤破線の範囲)を対象としますが、地域づくりや自然環境の活用と保全など、本町の骨格に関わる事項については町全域を対象とします。

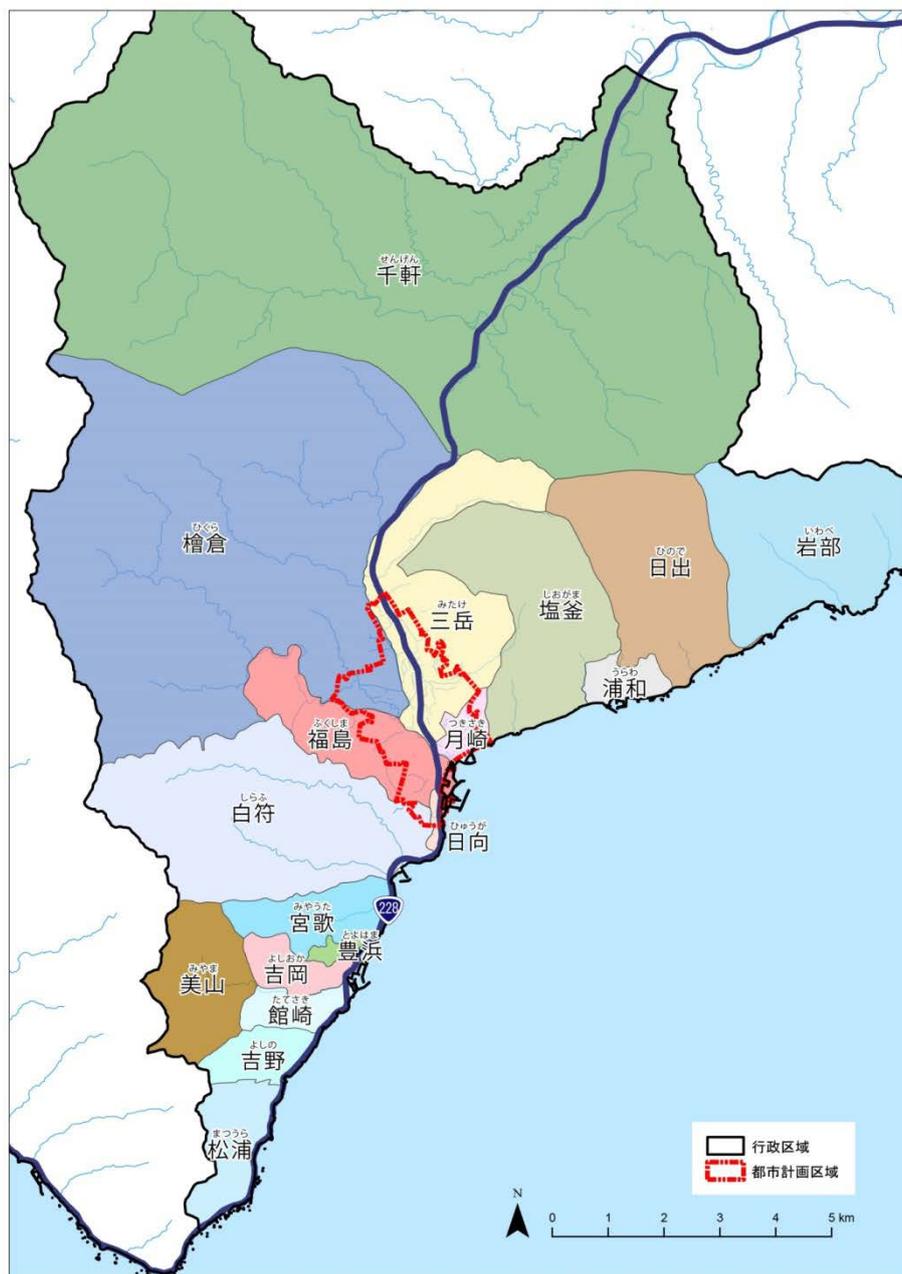


図 1-2 対象区域

1-4 目標年次

「福島町都市計画マスタープラン」は、概ね 20 年後を見据えた長期的な計画とし、計画年度を平成 31(2019)年度～平成 50(2038)年度とします。

2章 まちの特徴と課題

2-1 まちの特徴と課題

各種統計資料より分析した、本町の特徴と課題は下記の通りです。

① 人口 ～ 人口減少・少子高齢化に対応したまちづくりが必要

2015(平成 27)年の全町人口は 4,422 人であり、また高齢化率は 41.9%と北海道平均(29.1%)を大きく上回り、少子高齢化が進行しています。今後も人口減少と少子高齢化は進行すると推計されており、人口減少・少子高齢化に対応したまちづくりが課題となります。

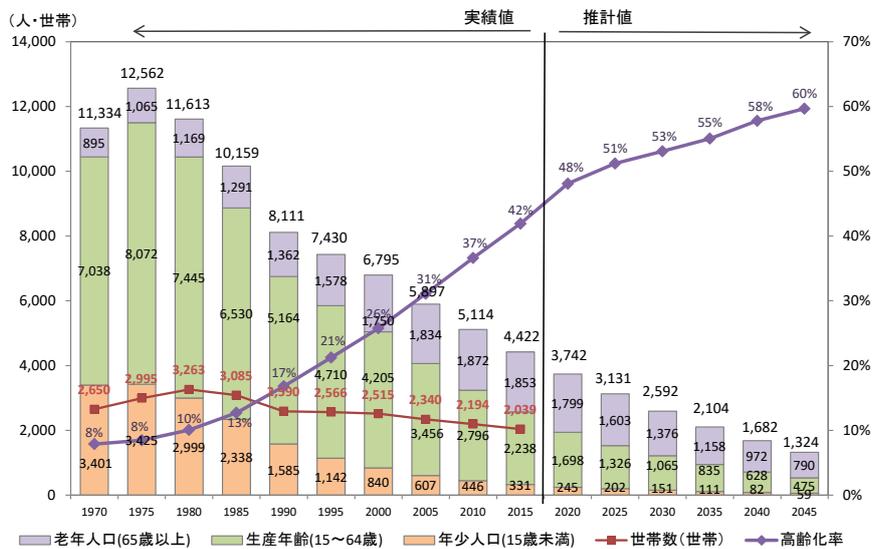


図 2-1 人口の推移と将来推計

出典：総務省「国勢調査」、社人研「日本の地域別将来推計人口」

② 転入・転出人口 ～ 若者が戻りたくなるまちづくりが必要

2010 年と 2015 年の居住地比較による人口の移動状況を見ると、本町では 243 人の転出超過となっており、特に、15～19 歳の高校・大学への進学時期および 20～24 歳の就職時期での転出が多くなっています。若者に焦点を当てた、戻りたくなるまちづくりや、働きやすいまちづくりが課題となります。



図 2-2 転入転出人口 (2010 年と 2015 年の比較)

出典：総務省「国勢調査」

③ 買い物の状況 ～ 函館等の周辺都市との広域的な連携が必要

福島町民の買い物場所をみると、最寄品に関しては、町内での購買率(28.1%)よりも、函館市での購買率(50.5%)の方が高くなっています。本町だけで都市機能を充足させるのではなく、函館等の周辺都市と広域的に連携をし、生活利便性を高める観点が重要となります。

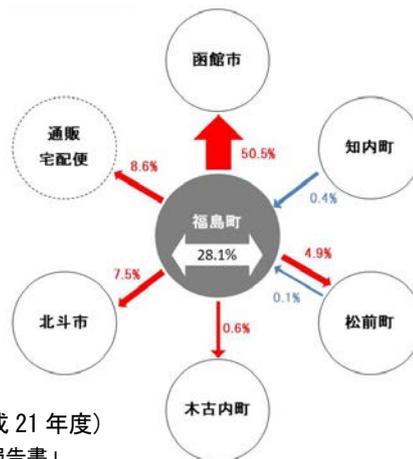


図 2-3 福島町における買い物場所の利用割合(平成 21 年度)
資料：北海道「平成 21 年度北海道広域商圈動向調査報告書」

④ 都市機能の立地状況 ～ 既存施設を生かしたまちづくりが必要

福島町の都市機能の立地状況をみると、福島・三岳・月崎地区に大型スーパーやコンビニエンスストアなどの商業施設や認定こども園、小学校・中学校などの福祉施設や学校教育施設が立地しています。また、漁港が整備されている吉岡地区や白符地区にも複数の商業施設や小学校、診療所等が立地しています。持続可能なまちづくりに向けては、これらの既存施設を生かしながら、利便性の高いまちづくりを行う必要があります。

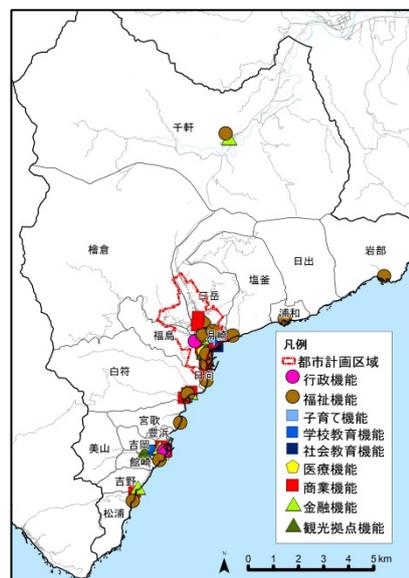


図 2-4 福島エリアの都市機能の立地状況
資料：NTT タウンページ「i タウンページ」、国土交通省「国土数値情報」、福島町資料

⑤ 災害 ～ 災害に強い・しなやかなまちづくりが必要

津波浸水想定区域についてみると、沿岸部全体や市街地の広い範囲が浸水すると想定されています。災害に対するソフト・ハード整備を行い、災害に強いまちづくりが重要となります。



図 2-5 津波浸水想定区域
資料：福島町防災マップ

3章 まちづくりの目標

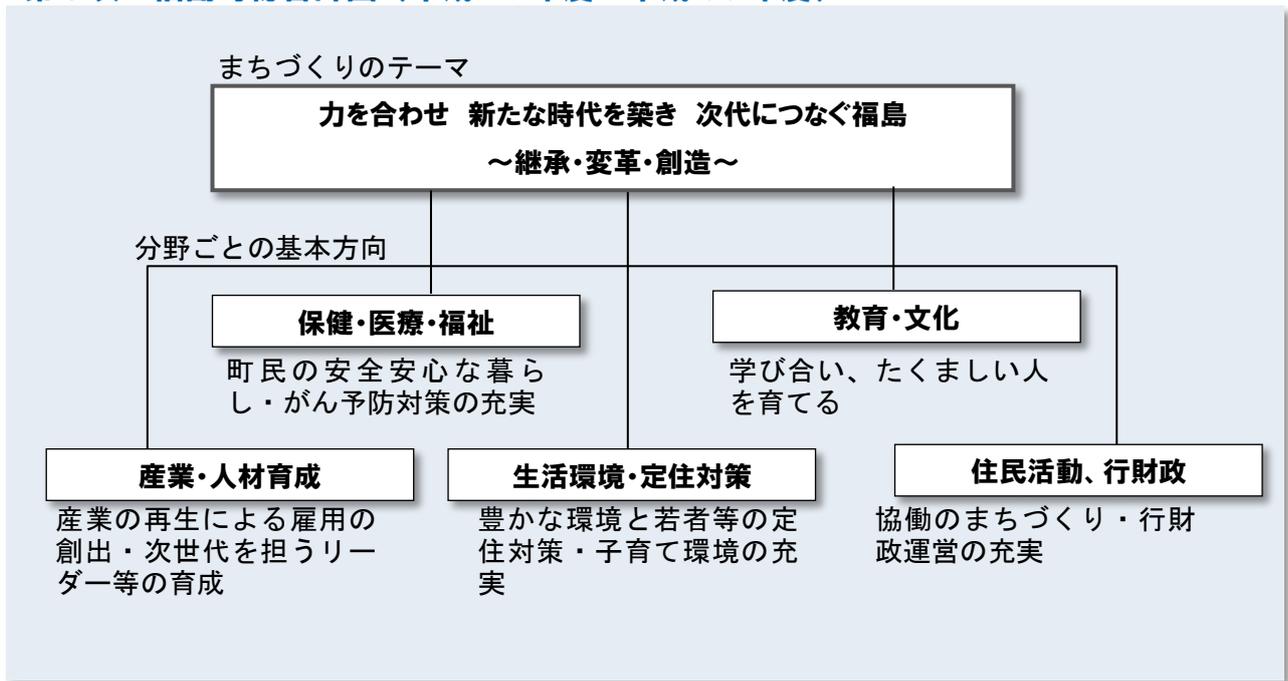
3-1 まちの将来像

福島町では、人口減少が続いており、財政やまちの活力などの面において、当面の間厳しい状況が続くと予想されます。

そのような中で、まちづくりの最上位計画である「第5次福島町総合計画」では、まちづくりのテーマを「力を合わせ新たな時代を築き 次代につなぐ福島」とし、先人が築いてきた歴史や基盤を大切にしながらも、新たな視点を加え、今住んでいる私たちが輝くことで、「住み続けたい」「住んでみたい」と思えるまちづくりを進めるとともに、これから生まれてくる子供たちへつなげていくまちづくりを目指しています。さらに、このまちづくりのテーマを基本的な姿勢として、5つの分野の基本方向を定めています。

本計画では、総合計画のまちづくりのテーマを受けて、まちづくりの基本理念を「歴史と魅力にあふれる 機能的なまち 福島」と設定します。

第5次 福島町総合計画（平成28年度～平成35年度）



福島町都市計画マスタープラン・立地適正化計画（平成31年度～平成50年度）



図 3-1 本計画の理念

3-2 まちづくりの基本目標

まちづくりの基本理念の実現に向けて、以下の4つの基本目標を設定します。今後は、この基本目標の達成に向けて、まちづくりに関する各施策を進めていくものとします。

目標1:コンパクトで機能的なまち

今後も人口減少が継続すると予想される本町では、無秩序に市街地を拡大するのではなく、市街地等に必要な都市機能を維持しながら、町民が市街地等にアクセスできる“コンパクトシティ”を目指したまちづくりを行うことが重要となります。現在の町民が暮らしの便利さを実感でき、さらに次世代が福島に愛着を持てるような、福島流のコンパクトなまちづくりを目指します。

【施策メニュー】

(1) 持続可能な都市づくりのため、既存の都市基盤ストックを活用した内部充実型のまちづくり

人口減少下にある本町では、新しい都市基盤を次々とつくる段階ではなく、既に町内に存在している都市基盤(都市基盤ストック)を賢く、長く使っていく段階にあります。今まで築いてきた都市基盤ストックの用途や配置を見直すことで、その価値を上手に引き出し、まちの便利さや賑わいを実感できるようなまちづくりを進めます。

(2) 適正な土地利用の誘導と計画的な都市基盤整備による良好な住宅地の形成

本町は都市計画区域の一部に用途地域が設定されており、適正な土地利用が図られています。今後も適正な土地利用を誘導しながら、生活に必要な都市基盤を計画的に整備することで、暮らしやすい住宅地の形成を目指します。

(3) 市街地周辺の農地・緑地の保全、まとまりのある市街地の形成

本町の市街地周辺では、緑地が充実している一方、遊休農地の点在や優良な農地が飛び地で存在している状況にあります。また、本町の市街地は比較的コンパクトに形成されていますが、人口減少に加え、市街地の中にも空き地・空き家の点在が認められるため、むやみな市街地の拡大は避けることが求められます。

上記を踏まえ、市街地の拡大は抑え、周辺の農地を活用・保全しながら、まとまりのある市街地の形成を目指します。

(4) 地区の特性に応じた良好な生活環境の創出

本町は、これまで漁業を中心に発展したまちであるため、漁港を中心に居住地が形成されています。漁港は市街地から離れた集落にも立地しているため、それぞれの地区の特性に応じた生活環境の確保が必要になります。本町では、地区の特性に応じ、様々な地区で生活利便性が確保できるように、良好な生活環境の創出を図ります。

(5) 中心市街地における都市機能の適切な配置

“コンパクトで機能的なまち”の実現を目指すうえで、生活を支える都市機能をどのように配置するかが重要となります。「福島町公共施設等総合管理計画」によると、本町には平成29年時点で、旧耐震基準である1981(昭和56)年5月以前に建築された公共施設が約60施設あり、再配置を含めた都市機能の見直しを行う時期にあります。本町では、暮らしの利便性を高めることを念頭に、都市機能の適切な配置を目指します。

目標2:海の恵みを活かし、自然と共生するまち

本町は、まちの大半が津軽海峡に面しており、海の恩恵を受けながら育ってきたまちです。今後も、津軽海峡の海の恵みを活かしながら、「海峡と横綱のまち」にふさわしい景観と地域づくりを目指します。

【施策メニュー】

(1) 基幹産業である漁業・水産加工業の振興

本町においては、漁業・水産加工業は基幹産業であり、まちの雇用・経済を支える重要な産業である一方、就業者が減少傾向にある状況です。漁業・水産加工業の担い手を確保するために、若者世代を中心に、働きたい・住みたい環境の創出を通じて、漁業・水産加工業の振興を図ります。また、町内の経済消費からも漁業・水産加工業の振興を図ることができるよう、例えば地元で水揚げされた水産物の購入場所を整備するなど、漁業・水産加工業と町民をつなぐ場づくりを目指します。

(2) 漁港等の産業基盤の整備

漁港等の施設については、産業を根底から支える重要な産業基盤ですが、老朽化が進んでいるものもあります。今後もまちの産業を育てていくために、ライフサイクルコストを勘案しながら、安全性の高い産業基盤を整備していきます。

(3) 物流ルート・漁港連携道路(福島地区と吉岡地区・岩部地区との連携)

町内には第3種漁港の福島漁港(福島地区、浦和地区・白符地区)をはじめ、第2種漁港の吉岡漁港、第1種漁港の岩部漁港があります。福島漁港は町の中心にあり、沿岸漁業をはじめイカ釣り漁船の陸揚げや燃料などの補給のための重要な役割を果たしています。吉岡漁港は福島吉岡漁協の本所があり、マグロをはじめとした町内の水産物流の中心的役割を担っています。

水揚げされた水産物を迅速かつ円滑に出荷するほか、町内で付加価値の高い加工品を効率的に生産するために、各漁港を結ぶ物流ルートのネットワークを整備します。

(4) 岩部海岸の奇岩、松前矢越道立自然公園など海岸景観の保全と活用

本町においては、松前町・知内町・福島町にまたがる松前矢越道立自然公園を有しており、その中でも特に岩部海岸は険しい絶壁が連続しており、奇岩が続く地帯となっています。そのうち、岩部漁港より東の海岸線は陸路に交通手段がない“秘境地帯”であり、岩部海岸を活用した「青の洞窟」を巡るクルージングも計画されています。今後も、奇岩が続く雄大な海岸景観を守り、観光を始めとした様々な場面で活用を進めていきます。

目標3:安全で安心して暮らせるまち

近年全国的に頻発している自然災害に対し、被害発生を未然に防ぎ、また発生しても回復しやすいレジリエンスなまちづくりを行っていくことが求められています。本町の特徴を把握しながら、適切な対策を打つことで、安全安心に暮らせるまちづくりを目指します。

【施策メニュー】

(1) 災害リスクの小さい土地利用の推進

「福島町地域防災計画」と連携し、本町の特徴的な海岸段丘などの地形を踏まえた治水対策や危険区域を重点とした治山対策、また津波・洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域などを勘案した土地利用を推進するなど、安全安心に暮らせる防災まちづくりを進めます。

(2) 避難施設の配置や災害情報発信の高度化

全町で広く津波・洪水浸水、土砂災害が想定される本町では、災害発生時に被害を拡大させない取組が重要となります。地域防災計画に基づいた避難施設の整備や防災無線の維持管理等危機管理体制を充実させます。また、防災マップの活用や様々な世代が参加できる防災訓練の開催など、ソフト面とハード面の両面から整備を進め、災害の拡大防止に努めます。

(3) 災害時に強い都市基盤の整備

国道 228 号は本町と松前方面、知内・函館方面をつなぐ唯一の幹線道路となっています。

災害時の安全性や日常生活の利便性を高めるため、国や北海道と連携し、地域高規格道路や国道 228 号のう回路などの広域道路ネットワークの形成を目指します。また、海上輸送の拠点港に位置付けられている福島漁港の整備や、福島川の河川改修を行い、災害に強い都市基盤整備を図ります。

目標4:歴史・文化・自然を活かし、観光で賑わうまち

本計画に関する町民アンケートの結果、多くの町民が「観光客による賑わい」「商店街・商店の賑わい」などの満足度が低いと感じている現状があります。

まちの活気・賑わいづくりを重点課題と捉え、本町が長い時間をかけて育んできた、歴史・文化・自然などの財産を活かすことで、交流人口を増やし、町民やまちに訪れた方の笑顔があふれるまちづくりを進めます。

【施策メニュー】

(1) 交流人口の拡大(定住人口減少下における活力維持)

本町が有する観光コンテンツを有機的に結び付け、観光ルートの形成を図るとともに、インバウンド需要などの時代の潮流を読んだ観光のまちづくりを行うことで、交流人口の拡大を目指します。

(2) 「トンネルのまち」を活かした観光ネットワークづくり

本町は青函トンネル工事の工事記録や設備重機などが保存・展示されている「青函トンネル記念館」が立地していますが、近年青函トンネル記念館の入館者数は減少傾向にあります。そこで、市街地の中心にあり、各種飲食店等とも近接している立地の良さを生かし、青函トンネル記念館を核とした、教育文化・観光交流機能の充実を進めます。また、道の駅までの道路環境整備も進め、町内の周遊を促進する観光ネットワークづくりを図ります。

(3) 相撲文化を高揚させるまちづくり

「横綱千代の山・千代の富士記念館」は、「青函トンネル記念館」と並び、本町の観光の目玉ではありますが、青函トンネル記念館と同様、入館者数が減少傾向にあります。また、「千代の富士杯争奪相撲大会」の参加者も減少傾向にある状況です。

そこで、「横綱千代の山・千代の富士記念館」を中心とした観光交流拠点の形成を進めるとともに、相撲に関するイベント開催や相撲合宿の誘致を積極的に行うなど、「海峡と横綱のまち」として、相撲文化を高揚させるまちづくりを行っていきます。

(4) 道の駅の再整備などの観光拠点づくり

本町の道の駅は老朽化が進んでおり、再整備が望まれている状況です。

再整備にあたっては、町内ひいては道南の観光コンテンツを結び、来館者に効果的な情報提供を行えるような、新たな観光拠点となることを目指して検討を進めていきます。

(5) 岩部海岸の奇岩、松前矢越道立自然公園など海岸景観の保全と活用(再掲)

本町においては、松前町・知内町・福島町にまたがる松前矢越道立自然公園を有しており、その中でも特に岩部海岸は険しい絶壁が連続しており、奇岩が続く地帯となっています。そのうち、岩部漁港より東の海岸線は陸路に交通手段がない“秘境地帯”であり、岩部海岸を活用した「青の洞窟」を巡るクルージングも計画されています。今後も、奇岩が続く雄大な海岸景観を守り、観光を始めとした様々な場面で活用を進めていきます。

3-3 将来の都市構造

まちの将来像を踏まえ、将来の都市構造を次のように設定します。

(1) エリア

漁業や農業などの生産活動、居住などの地域活動、通学などの中核となるエリアとして、吉岡・白符・岩部の各漁港とその周辺、千軒地区の5つのエリアを「生活エリア」に設定します。生活エリアは下記に示すように、地域の特性に合わせ、メリハリのあるエリアとして整備します。

さらに、本町の中心として多様な都市機能を集積するエリアとして、福島都市計画区域内の都市地域を「中心的生活エリア」に設定します。

表 3-1 エリア設定の内容・対象地区

| 名称 | 内容 | 対象地区 |
|----------|----------------------------------|---------------------------|
| 中心的生活エリア | 生活エリアのうち、本町の中心として多様な都市機能を集積するエリア | 福島都市計画区域内の市街地域 |
| 生活エリア | 生産活動・地域活動・通学などの集落のまとまり(下記参照) | 吉岡・白符・浦和・岩部の各漁港とその周辺、千軒地区 |

表 3-2 生活エリアの地域像

| 生活エリア | 地域像 |
|-------|---|
| 吉岡地区 | <ul style="list-style-type: none"> ・マグロなど町内水産物流の中心 ・吉岡小学校、吉岡総合センター、診療所、小売店などの一定の施設集積 ・福島都市計画区域(中心的生活エリア)に次ぐ町内の都市機能集積エリア ・生産活動・教育・生活利便サービス等を一定水準以上確保した地区 |
| 白符地区 | <ul style="list-style-type: none"> ・福島都市計画区域(中心的生活エリア)と吉岡地区の間接点である漁港地区 ・生産活動(漁業・水産加工業)と居住の拠点 |
| 浦和地区 | <ul style="list-style-type: none"> ・浦和漁港を中心とした生産拠点 |
| 岩部地区 | <ul style="list-style-type: none"> ・岩部漁港を中心とした生産と観光の拠点(景観資源の活用) |
| 千軒地区 | <ul style="list-style-type: none"> ・函館方面との動線上の農業地域 ・生産活動(農業)と居住の拠点 |

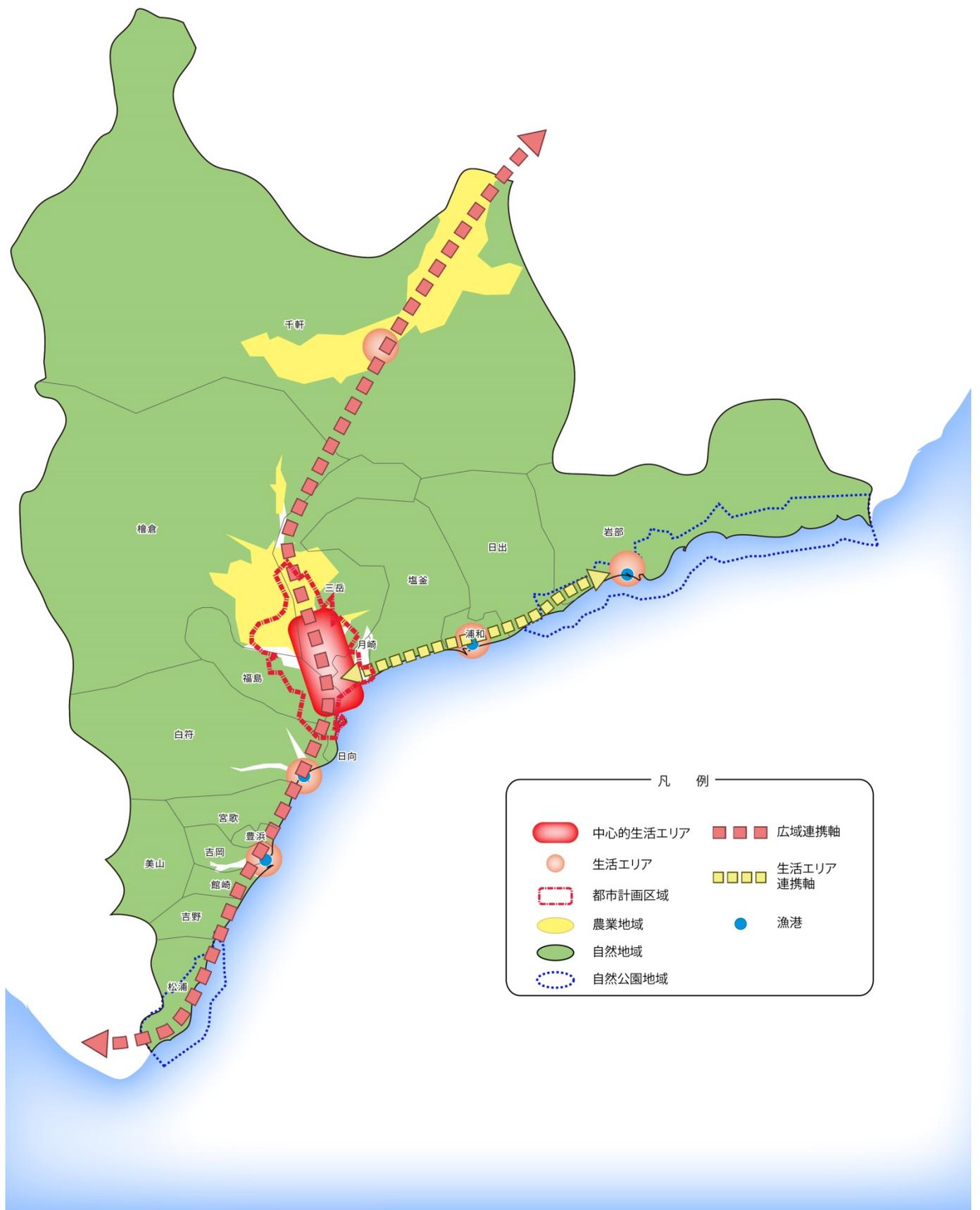


图 3-2 中心的生活エリア、生活エリア設定

(2) 軸

福島町の将来の「骨格」となる軸として、「広域連携軸」「生活エリア連携軸」「水辺の環境軸」「拠点連携軸」の4つの軸を定めます。

「広域連携軸」として、千軒地区から福島市街を抜け、松浦地区に至るまでの国道 228 号沿いを「広域連携軸」と設定します。本町の南北に伸びるまちの構造を支えるとともに、松前方面および知内・函館方面の交流・連携を担う、本町の背骨となる軸です。

「生活エリア連携軸」として、道道岩部渡島福島停車場線沿いを設定します。「生活エリア連携軸」は、浦和・岩部の生活エリアと中心的生活エリアを接続することで、住民の生活利便を図るものです。

「水辺の環境軸」として、海岸線(岩部地区から松浦地区に至る道道岩部渡島福島停車場線と国道 228 号の沿線)および福島川沿いを設定します。水辺の豊かな自然環境の保全と活用に務めることで、うるおいのある景観を形成するものとします。

中心的生活エリア内の軸として、都市計画道路などを「拠点連携軸」に設定します。「拠点連携軸」は、中心的生活エリア内において、拠点へのアクセス利便性や回遊性を高めるものとします。

表 3-3 設定する軸

| 範囲 | 名称 | 内容 | 対象 |
|-------|----------|---|--|
| 町域 | 広域連携軸 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 町内外の交流・連携を担う。 ・ 周辺都市との公共交通軸となる。 | 国道 228 号(千軒～福島市街～松浦) |
| | 生活エリア連携軸 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 各生活エリアを中心的生活エリアと接続することで、住民の生活利便を図る。 ・ デマンドバス等の町内の公共交通軸となる。 | 道道岩部渡島福島停車場線(国道 228 号～岩部) |
| | 水辺の環境軸 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 自然環境の保全と活用を務める。 | 海岸線(岩部から松浦に至る道道岩部渡島福島停車場線と国道 228 号の沿線)、福島川 |
| 生活エリア | 拠点連携軸 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 中心的生活エリア内において拠点へのアクセス利便性や回遊性を高める。 | 都市計画道路など |

(3) 拠点

利便性が高く、歩いて回れる市街地を実現するため、「行政拠点」「文教拠点」「健康・福祉拠点」「商業業務拠点」の4つの拠点を整備します。さらに、「産業拠点」「観光・交流拠点」を設定し、効率的な産業経営やわかりやすい観光まちづくりを目指します。

表 3-4 設定する拠点

| 名称 | 対象 |
|---------|-----------------------------|
| 行政拠点 | 福島町役場 |
| 文教拠点 | 福島小学校と福島中学校とその周辺、福島商業高校 |
| 健康・福祉拠点 | 福祉センターとその周辺、老人ホームとその周辺 |
| 商業・業務拠点 | 国道 228 号と道道岩部渡島福島停車場線の交差点付近 |
| 産業拠点 | 福島漁港周辺、福島川左岸河口付近 |
| 観光・交流拠点 | トンネル記念館、横綱記念館とその周辺、海峡横綱ビーチ |



図 3-3 将来都市構造図 (都市計画区域 (赤破線) 内)

4章 分野別の基本方針

4-1 土地利用の方針

(1) 土地利用の基本方針

ア. 基本的な方向性

- 人口の減少や少子高齢化が進行することから、市街地の拡大を抑制し、都市の既存ストックの有効活用を促進することにより、様々な都市機能がコンパクトに集積した都市構造、さらには、地球環境時代に対応した低炭素型都市構造への転換を目指します。また、あわせて地域防災計画と連携し、災害に強く、かつ被害を少なくする土地利用を推進し、誰もが安心して住み続けられるまちづくりを目指します。

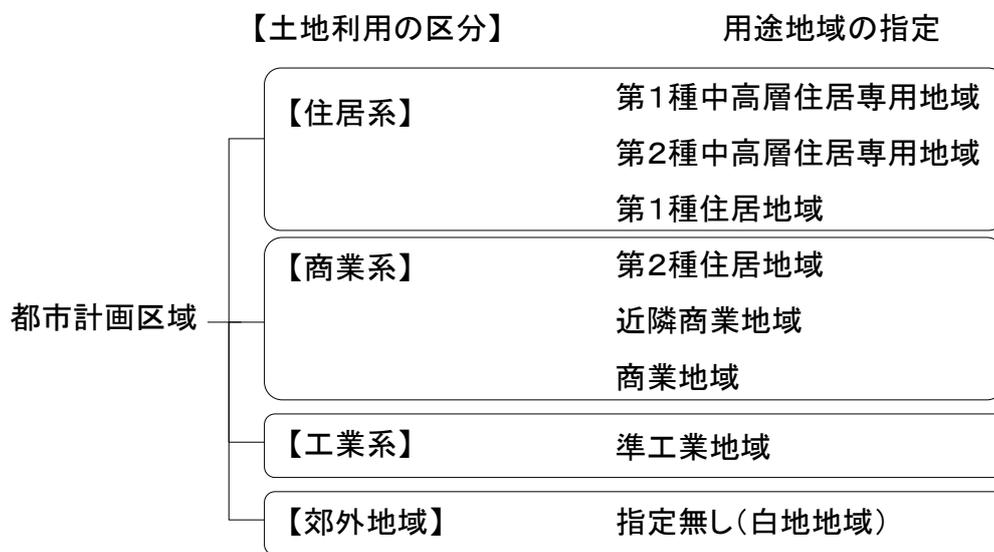


図 4-1 土地利用の体系

注：土地利用の区分と用途地域の指定の関係は町の実態に基づくものであり、本町独自のものです。

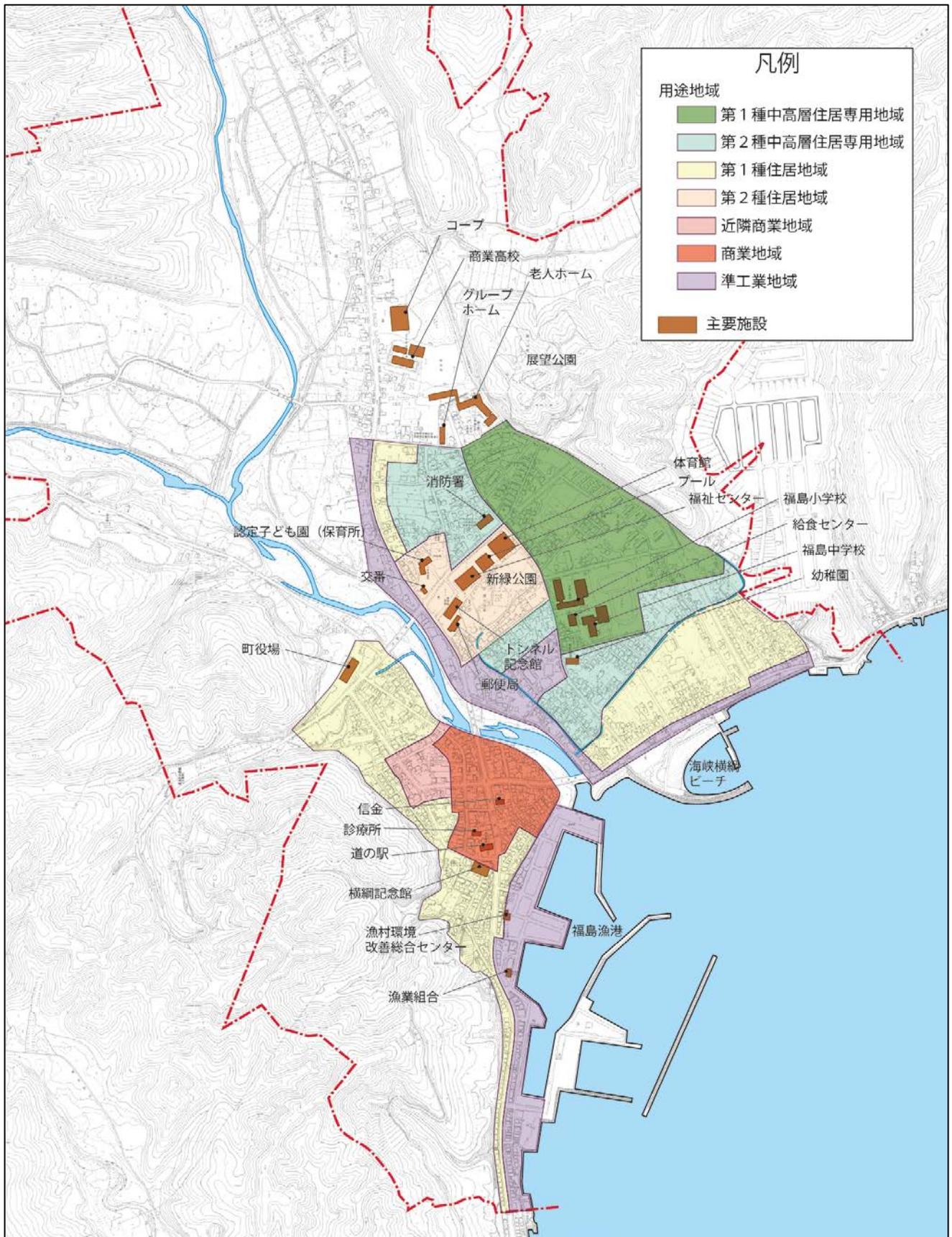


図 4-2 土地利用方針図 (用途指定図)

(2) 住居系土地利用の方針

ア. 基本的な方向性

- 市街地の南西側(福島川右岸の福島地区)では、商業系土地利用と工業系土地利用の周囲に住宅地を配置し、利便性の向上と住環境の保全を図ります。
- 市街地の北東側(福島川左岸の三岳・月崎地区)には中密度の住宅地を配置し、公営住宅を中心として小中学校が立地する良好な住環境の保全を図ります。

イ. 各地区の取り組み方針

① 福島地区(町役場から横綱記念館に至る第1種住居地域)

- 近接する商業地域・近隣商業地域と連携し、生活利便性の向上を推進します。
- 津波・洪水浸水や土砂災害等の災害に対し、「福島町地域防災計画」と連携し、治山・治水対策や避難施設の整備、防災訓練の開催などを行い、災害に強くしなやかな居住地形成を行います。
- 旧駅前通(道道岩部渡島福島停車場線)の沿道環境整備を行います。
- 空き地・空き家が点在しているため、空き家所有者への指導や助言を行うとともに、空き家バンクや空き地の寄付制度を活用し、景観・防災性の向上に努めます。

② 三岳地区・月崎地区(左岸の第1種、第2種中高層住居専用地域と第1種住居地域)

- 若者等の定住を促進するため、「定住促進住宅整備プラン」を策定し、プランに基づいた定住促進住宅の整備を進めます。
- 公営住宅等については、災害等の危険性や需要を勘案しながら、適切な配置と長寿命化に向けた維持管理を行います。
- 津波や土砂災害等の災害に対し、治山・治水対策や避難施設の整備、防災訓練の開催などを行い、災害に強くしなやかな居住地形成を行います。
- 小学校・中学校を中心とした、閑静な住宅地の形成と良好な地域コミュニティづくりを目指します。
- 安全・快適な道路網の形成を推進します。



図 4-3 定住促進住宅のイメージ(「定住促進住宅基本計画」より)

(3) 商業系土地利用の方針

ア. 基本的な方向性

- 国道228号と一般道道岩部渡島福島停車場線の交差点を中心として商業・業務地を配置し、今後ともその機能の維持を図ります。
- 福島川左岸の国道228号沿線の新緑公園周辺の地区では、既存の公共施設を活かしたサービス拠点として、その機能の維持・向上を図ります。

イ. 各地区の取り組み方針

- ① 福島地区(国道228号と道道岩部渡島福島停車場線の交差点を中心とした商業地域と近隣商業地域)
 - 商店街を中心に、商業機能の維持と活性化を図り、まちの賑わいづくりを推進します。
 - 旧駅前通(道道岩部渡島福島停車場線)及び商店街における歩行環境整備を要請します。
 - 商店街等で見られる空き地・空き家・空き店舗については、空き家所有者への指導や助言を行うとともに、空き家バンクや空き地の寄付制度を活用し、賑わいあるまちなみづくりを促進します。
- ② 三岳地区(トンネル記念館を含む第2種住居地域)
 - トンネル記念館を核に、教育文化機能や観光交流機能の充実を推進し、町民や観光客が歩きたくなるまちづくりを推進します。
 - 「福祉センター」などの福祉施設や「総合体育館」等の運動施設を核に、町民の健康や福祉を向上させる取り組みを進めます。



図 4-4 商店街の様子

(4) 工業系土地利用の方針

ア. 基本的な方向性

- 福島漁港には一般工業地を配置し、漁港としての機能の維持、増進を図るとともに、福島川左岸に一般工業地を配置し、工業系土地利用の維持、増進と工業の振興を図ります。



イ. 各地区の取り組み方針

- ① 福島川左岸地区(左岸の国道沿道から海峽横綱ビーチへ至る準工業地域)
 - 水産加工業の工場等に関しては、働きやすい場となるよう、適切な配置や維持管理を促進します。
 - 工場と住宅が混在している地域に関しては、緩衝緑地を整備する等、工場地の利便性と良好な住環境の確保を行います。
 - 水産加工製品等の効率的な流通に向け、道路等の基盤整備を行います。
- ② 福島漁港地区(福島川右岸の漁港周辺の準工業地域)
 - 漁港関連施設に関しては、漁業者の高齢化に対応しつつ、若者も働きやすい場となるよう、適切な配置や維持管理を促進します。
 - 漁港関連施設は老朽化が進んでいるため、計画的に更新・改修を行います。更新・改修に合わせ、道路等も一体的に基盤整備を行い、漁業者が働きやすい場の構築を目指します。

(5) 郊外地域の土地利用の方針

ア. 基本的な方向性

- 郊外地域は無秩序な市街化が行われないよう、優良な農地との健全な調和を目指して土地利用の保全を図ります。

イ. 各地区の取り組み方針

① 農地地区

- 道営農地開発事業等各種農業投資が実施されている区域及び実施を予定している区域の農地等については、健全な農業の維持と発展を図るため、今後とも優良な農用地としてその保全に努め、特に、農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域については、「農業上の利用を図るべき土地」として今後とも優良な農用地としてその保全に努めます。

② 災害発生の可能性がある地区

- 津波・洪水浸水や高潮、土砂災害など災害発生の可能性がある地区については、市街化を抑制し、緑化の促進や保全に努め、災害の防止を図ります。
- 各種災害に備え、「福島町地域防災計画」と連携し、避難施設の整備、防災訓練の開催などを行い、災害に強くなやかな土地利用を進めます。

③ 国道沿道の用途白地地域

- 国道228号沿道の用途白地地域には、沿道サービス施設などが立地していることから、必要に応じて特定用途制限地域などを定めることにより、周辺環境との調和や土地利用の保全を図ります。

4-2 交通施設の方針

(1) 道路の方針

ア. 基本的な方向性

- 都市間や空港、港湾等との広域的な交流・連携を支える高速交通ネットワークの形成を図り、アクセス道路の整備を進めます。
- 多様な都市活動を支え、円滑な自動車交通を確保するために、都市の骨格となる都市内道路網の形成を進めます。
- 歩行者や自動車の安全で快適な通行を確保するために、歩行者や自動車交通のネットワークの形成やバリアフリー化を進めます。

イ. 各地区の取り組み方針

① 連携軸を担う国道・道道

- 国道と道道の維持管理について、町民要望を把握し、管理者である国・道へ整備や適切な維持管理を要請します。
- 国道228号は、白神岬付近での通行止めが発生することもあり、災害に強く安全・安心な通行が確保されるよう関係機関に要請します。
- 道道岩部渡島福島停車場線は、荒天時の越波や落石・土砂災害による通行止めが発生しており、必要な整備・適切な維持管理について関係機関に要請します。
- 地域高規格道路(松前半島道路)の早期完成に向けて、「渡島総合開発期成会」ならび「松前半島道路建設促進期成会」で引き続き要望活動を展開します。
- 水揚げされた水産物や水産加工品を効率的に出荷・生産するために、各漁港を結ぶ物流ルートネットワークを整備します。
- 松前矢越道立自然公園は関係各所と連携し、「北海道立自然公園条例」に基づいた保全・活用を進めます。奇岩が続く海岸景観については、就航を予定している「青の洞窟クルーズ」などの観光をはじめとした様々な場面で活用を進めます。

② 都市計画道路の整備促進

- 福島町の交通は、市街地を縦貫する国道228号に大きく依存しており、市街地内の円滑かつ快適な移動を実現すべく、都市計画道路(町道)の整備と適切な維持管理による都市計画道路網の形成に努めます。

③ 橋梁の維持・補修

- 「福島町橋梁長寿命化計画」に基づき、各橋梁の点検や維持補修を行い、橋梁の長寿命化を進めます。

④ 街路樹の整備検討

- 景観向上のための街路樹の環境整備を検討します。

(2) 公共交通の方針

ア. 基本的な方向性

- 公共交通の利用促進のために、沿道の土地利用と連動した公共交通軸の形成を進めます。

イ. 各地区の取り組み方針

① 路線バス

- 国道228号に沿って路線バスが運行されています。木古内松前線については、沿線4町で、収支改善のための取り組みを進めます。
- 引き続き、沿線自治体、バス事業者と協議のうえ、下図の「町外との広域公共交通軸」に沿って路線バスの運行の継続に努めるとともに、路線バスの合理化や利便性の向上を図ります。

② デマンドバス

- 町内を巡回する公共交通がなく、公共交通空白地帯を補うため、平成26年度より、福島町ではデマンドバスを運行しています。
- 「町内の公共交通軸」を基本とした運行を図ると同時に、デマンドバスの利用促進に努めます。通院や買い物など、高齢者などの外出意欲が向上するよう、ドア・ツー・ドア性の向上に努めます。

③ バス停留所

- 町所有のバス待合所については、清掃や防雪業務を委託しています。その他のバス待合所については、町内会で管理していますが、多くは老朽化により修繕が必要となっています。
- 管理人及び町内会等と連携し、バス待合所の適切な維持管理に努めます。



図 4-5 町内で運行しているデマンドバス

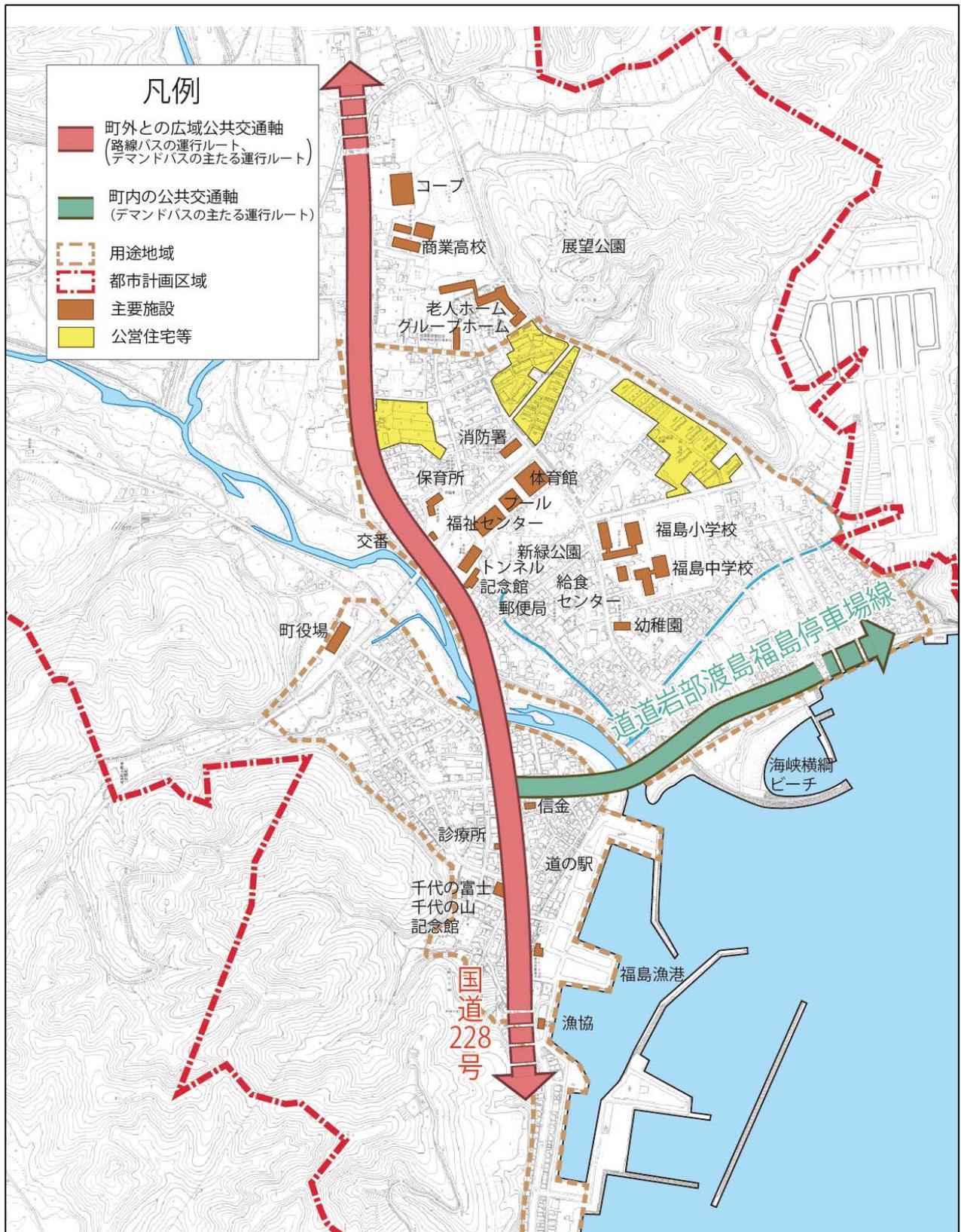


図 4-6 公共交通の方針図

4-3 自然環境の方針

(1) 公園・緑地の方針

ア. 基本的な方向性

- 日常生活圏としてのまとまりや、地理的条件、市街地の進展動向及び誘致距離を勘案し、住民の身近なレクリエーション活動の場や地震、火災などの諸災害発生時の一時避難地として新緑公園などの緑地の適切な管理に努めます。
- 多様なレクリエーション活動、災害発生時の復旧活動の拠点などとして機能する新緑公園、地域の特性を生かした多様な公園、緑地などの適正な配置を図ります。
- 自然に富んだ緑地や風致の維持、良好な景観形成に資する緑地の保全に努めます。
- 福島川などの河川空間や幹線道路の道路空間などの緑を充実し、緑豊で潤いのある水と緑のネットワークの形成に努めます。

イ. 各地区の取り組み方針

① 公園の改修・維持管理

- 公園遊具については、今後も適切な安全管理を行い、利用しやすく親しみやすい公園づくりに努めます。
- 「森林公園」は施設が老朽化しており、利用者も減少しています。散策路や管理棟整備、植栽木の更新、町花「やまゆり」のエゾシカ対策を含めた、森林公園一体としての整備を検討します。
- 松前矢越道立自然公園は関係各所と連携し、「北海道立自然公園条例」に基づいた保全・活用を進めます。奇岩が続く海岸景観については、就航を予定している「青の洞窟クルーズ」などの観光をはじめとした様々な場面で活用を進めます。

② 街路樹の整備検討

- 景観向上のための街路樹の環境整備を検討します。

③ 清掃活動・ポイ捨て対策

- 町内会や各種団体の協力を得ながら、清掃活動を推進します。
- 環境美化への意識の向上を図るため、ポイ捨て対策を強化します。

(2) 森林の方針

ア. 基本的な方向性

- 森林は、国土の保全、水資源のかん養及び快適な生活環境の保全等の公益に資する機能や木材等を生産する機能を有しており、私たちの生活に深く結びついています。
- 「福島町森林整備計画」に基づき、それぞれの森林が持つ多面的機能に配慮しつつ、重視すべき機能に応じた森林の整備及び保全を総合的に進めます。



イ. 各地区の取り組み方針

- ① 月崎地区の森林
 - 宅地化の進んだ月崎地区においては、景観の維持向上を図り、森林とのふれあいの場を提供するため、遊歩道の整備・延長、休憩施設等の増設等を図ります。
- ② 三岳地区等の森林
 - 三岳、千軒地区においては、伐期を迎えつつあるスギ人工林資源を活用するため、作業路網を集中的に整備するとともに、間伐を中心に計画的かつ効率的な伐採を推進します。
 - 三岳、福島地区の広葉樹については、椎茸原木の計画的な供給を推進するため、ナラを中心とする森林施業を推進します。

(3) 河川の方針

ア. 基本的な方向性

- 自然環境などに配慮しつつ防災と親水を目的として河川、水辺空間の整備に努めます。

イ. 各地区の取り組み方針

① 治水対策

- 現在、治水を目的に、福島川の整備が進められています。吉岡川の整備については、北海道に要請中です。今後とも国や北海道に要望し、治水対策を推進していきます。
- 河川の維持保全と災害の未然防止を図るため、普通河川の護岸整備や河道堆積物の除去、清掃を実施していきます。

② 親水空間

- 各種開発事業などとの調整を図りつつ、親水機能にも配慮した自然と触れ合う水辺空間の活用や、治水対策などに努めます。

4-4 その他の都市施設等

(1) 上水道・排水処理の方針

ア. 基本的な方向性

- 水道の管路や関連施設を計画的に更新、整備しながら経営の健全化に努めます。
- 排水・し尿処理を適切に行える環境づくりを進め、清潔な生活環境づくりを進めます。



イ. 各地区の取り組み方針

① 上水道

- 上水道配水管については道路や橋梁の整備に伴い架替や移設を行っており、関係機関と調整しながら整備を進めます。
 - 耐用年数を超えている老朽配水管は、計画的に更新を進めます。
 - 上水道施設の適切な維持管理に努め、老朽化している設備については計画的に更新します。また、点検整備・補修により施設の延命化に努め、設備の更新に係る費用負担の軽減を図ります。
- ※上水道から簡易水道への認可変更後は、上水道を簡易水道と読み替えます。

② 排水処理・し尿処理

- 排水処理・し尿処理対策については、公衆衛生の向上に向けて努めます。

(2) 廃棄物処理施設に関する方針

ア. 基本的な方向性

- ごみの分別がより徹底できるよう、町民の理解と協力を促し、効率的なごみの収集に努めます。
- ごみの減量やリサイクルにつながる取り組みを進め、資源循環型社会を推進します。

イ. 各地区の取り組み方針

① 処理施設

- 可燃ごみ、可燃粗大ごみは、渡島廃棄物処理広域連合の溶融施設で処理しています。不燃ごみ、不燃粗大ごみ、資源ごみは、渡島西部広域事務組合のごみ再生処理施設(不燃・不燃粗大処理施設、資源処理施設)で処理しています。
- 今後とも関係自治体と連携し、ごみ処理関連施設の適切な維持管理に努めます。

② ゴミ減量対策・不法投棄対策

- ひとしぼり運動や物を大切にすることの周知を徹底するとともに、ごみの資源化に向けた方策についてごみ減量化推進員会議等で検討を進めます。
- 集団資源回収の拡充を予定しており、ごみの減量化を促進します。
- 不法投棄の抑止に向けて、巡回パトロールの強化、看板等の設置を行い、不法投棄を発見した場合は警察に通報するなど、対策を強化します。



図 4-7 不法投棄の防止に関する看板

(3) 火葬場の方針

ア. 基本的な方向性

- 町内に立地している火葬場については、適切な維持管理に努めるとともに、周辺市町村との連携を推進します。



イ. 各地区の取り組み方針

- ① 火葬施設の適切な維持管理
 - 町内の火葬施設については、一部業務を民間に委託し、管理・運営を行っています。今後も火葬施設の適切な維持管理に努めるとともに、安定した運営体制の維持を図ります。
 - 協定を締結している周辺市町村との連携を進め、相互協力を推進します。

(4) 漁港の方針

ア. 基本的な方向性

- 水産資源を保全・活用し、安定的に生産できる漁業を目指し、生産性が高く、安全・安心な漁港と関連施設・基盤施設の整備と維持管理を推進します。

イ. 各地区の取り組み方針

① 各漁港の整備

- 越波がひどい防波堤の嵩上げ改修など、整備計画に基づき各漁港の整備を進めます。
- 地域防災計画において、「海上輸送の拠点港」と位置付けられている福島漁港の整備を進めます。
- 利用状況を踏まえ、冬や炎天下でも衛生的で高齢の漁業者でも作業しやすい環境(屋根付き岸壁など)の整備を進めます。
- 老朽化している岸壁の改修を進めます。

② 漁港関連施設の維持管理

- 安全に利用できるよう「海峡横綱ビーチ」の適切な維持管理を行います。
- 老朽化が進んでいる「福島漁村環境改善総合センター」は適切に維持管理を行います。
- 利用促進を図る必要がある「みなと交流館」は、地場産業の振興も視野に入れながら活用します。また、引き続き適切な維持管理を行います。

③ 養殖施設の整備等

- 老朽化している種苗系生産施設の整備の支援をします。
- 種苗生産施設(アワビセンター、ウニセンター)の老朽化が進み、管理費も上昇しているため、統廃合を検討します。



図 4-8 海峡横綱ビーチ

(5) 防災施設の方針

ア. 基本的な方向性

- 自然災害による被害の抑止・軽減を目指し、災害を考慮した市街地の形成と防災施設等の適切な整備を進めます。

イ. 各地区の取り組み方針

① 災害防止の観点から市街化の抑制

- 津波・洪水浸水や高潮、土砂災害など災害発生の可能性のある地区については、市街化を抑制し、緑化の促進や保全に努め、災害の防止を図ります。
- 「福島町地域防災計画」と連携しながら、避難施設の整備、防災訓練の開催などを行い、災害に強くしなやかな土地利用を進めます。

② 防災拠点・防災施設

- 役場・消防などの防災拠点施設の適切な配置と強靱化を図ります。
- 指定緊急避難場所となる公園の適正配置と維持管理を図ります。
- 防災備蓄倉庫については、今後とも「防災備蓄計画」に基づき、防災備蓄品や資機材の整備・更新を図ります。

③ 避難路・緊急輸送道路

- 市街地の大部分が津波浸水予想範囲に含まれるなど、災害時の迅速な避難が必要です。そのため避難路の整備と維持管理を計画的に進めます。
- 災害時ならび復旧時に重要な緊急輸送道路の改善と適切な維持管理を図ります。
- 災害拠点港である福島漁港の強靱化とアクセス道路の改善を図ります。

④ 治山・治水

- 治山・治水については、国や北海道に要望し、対策を推進していきます。
- 河川の維持保全と災害の未然防止を図るため、普通河川の護岸整備や適正な維持管理を実施していきます。

